

## Spot Light

「寄附を通して行政へ参加しませんか」

## とよかわ応援基金を設置

市では、とよかわ応援基金を設置し、市のまちづくりを応援してくださる方からの寄附金をお待ちしています。

応援基金の設置は、まちづくりのための事業を、快適で安全安心なまちづくりのための事業▽健康と福祉を推進するための事業▽快適な住環境整備のための事業▽教育の推進並びに文化及びスポーツの振興のための事業▽産業の振興及び国際交流の推進のための事業▽市民活動を推進するための事業▽このほか市長が必要と認める事業——の7つに分類し、この中から事業を選択することで、行政への参画を身近に感じていただくことを目的としています。

寄附金は、応援基金に積み立てられた後、選択いただいた事業の経費に使わせていただきます。な

お、応援基金の寄附申出書は、市ホームページからダウンロードできます。

また、個人の住民税納付義務のある方が寄附をした場合、申告することによって住民税と所得税から一定の控除を受けることができます。くわしいことは、企画課（89局2126番）へ、お問い合わせください。

### パブリックコメント手続

ご意見をお寄せください

「パブリックコメント手続」により、①「豊川市男女共同参画推進条例の制定に向けた考え方」②「豊川市環境基本条例の制定に向けた考え方」に対するご意見を募集しています。募集期間は、11月1日から30日までです。

## 「八幡地区」で新市民病院の建設を進めます

市民病院 ☎86-1111

「八幡地区」での新市民病院建設事業の推進が、議会協議会において条件付きで了承されました。これは、9月26日の議会協議会で、議会市民病院建設研究会から「条件付きで、今後の八幡地区における病院建設の手続きに同意する」との報告がされ、了承されたものです。

今後は、八幡地区での法的手続きなどを進め、平成23年10月までの着工、25年度中の開院を目指します。なお、条件については下記のとおりです。

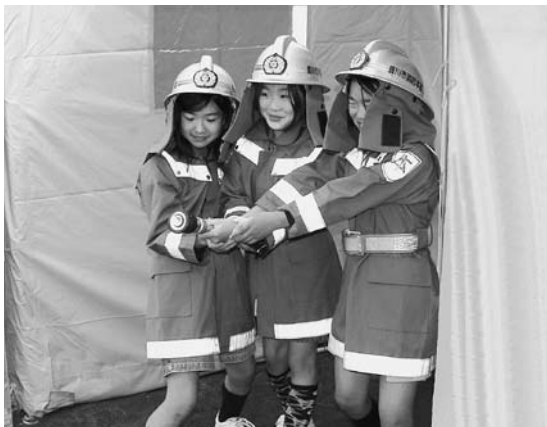
1. 付替え道路を始めとした周辺道路の交通安全対策の必要性
2. 病院建設に伴う財政健全化の必要性
3. 医師、看護師の確保対策の必要性
4. バス路線等の交通アクセス整備の必要性
5. 農業振興地域内の代替地の適正で計画的な手続きの必要性
6. 都市計画道路の廃止・変更が将来の豊川市にとって利益となるような施策の必要性
7. 土壌汚染等の環境対策の必要性
8. 諏訪地区の今後の活性化対策の必要性

内容の詳細については、①は生活活性化課（北庁舎2階）と地域振興課（一宮庁舎1階）、②は環境対策課（北庁舎2階）と地域振興課でご覧いただけます。

また、音羽・御津支所、東部・西部窓口センター、豊川・御油・

牛久保・八南の各公民館でもご覧いただけます。市のホームページにも掲載しています。

くわしいことは、①は生活活性化課（89局2165番）、②は環境対策課（89局2141番）へ、お問い合わせください。



## 火の取り扱いに注意しましょう

# 11月9日から15日まで 秋の火災予防運動

「火のしまつ 君がしなくて誰がする」を統一標語に、11月9日から15日まで、秋の火災予防運動が展開されます。

この運動は、冬に向かい空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、一人ひとりの防火意識を高めることを目的としています。

今年9月までの火災発生状況は、昨年の65件から2件減少し、63件でした。火災原因の第1位は「放火・放火の疑い」です。放火は人の命、身体および財産に危険をもたらす、極めて悪質な犯罪です。放火を許さないためには「放火させない・させない・被害を大きくさせない」環境を作ることが大切です。

また、火災は日常生活のちょっとした油断からも発生します。この運動を機会に、火の取り扱いには、十分注意しましょう。

くわしいことは、消防本部予防課（89局9682番）へ、お問い合わせください。

### ■法被通園

保育園の年長組の園児が「火の用心」の法被を着て通園します。

### ■防火教室

防火知識についてお話しします。町内会などグループを単位として、お申し込みください。

### ■防火大会

「第22回豊川・宝飯防火大会」を11月7日（金）午後1時30分から文化会館で開催します。

## 11月9日は119番の日

119番の日は、消防に対する正しい理解と認識を深め、防火防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的として、救急ダイヤルナンバーの119にちなんで設けられた日です。いま一度、いざというときのために、119番通報の正しいかけ方を再確認してください。

くわしいことは、消防指令センター（0532）51局6701番へ、お問い合わせください。

### 119番の正しいかけ方

①「火事」か「救急（救助）」かを正しく伝える ②発生場所の住所を伝える。住所がわからないときは、近くの目標になるものを伝える ③状況をわかる範囲で伝える ④自分の名前、かけている電話番号を伝える

### 平成21年度

### 小・中学校の講師の

### 登録を受け付け

市では、平成21年度に、市内の

小学校および中学校で勤めていただく常勤、または非常勤の講師の登録を受け付けています。

また、既に登録をいただいている方についても、登録の有効期限は1年となっていますので、平成21年度もご協力いただける方は、再登録の手続きをお願いします。

くわしいことは、学校教育課（88局8033番）へ、お問い合わせください。

**対象** 教員免許を有する方、または平成21年3月末までに取得予定の方

**申し込み** 随時受け付け。履歴書（市ホームページからダウンロード可能）、免許状（または学生証）をお持ちのうえ、学校教育課（音羽庁舎3階）へ

